

18歳から「大人」？ 成人にできること、できないこと

② 20歳以上から
お酒を飲む、年金を納める ほか



- お酒は20歳になってから 4
- たばこも20歳になってから 6
- 被選挙権は25歳と30歳 8
- 選挙権獲得の歴史 10
- 国民年金の加入は20歳から 12
- 中型・大型免許が取得できるのは何歳から？ 14
- 船長や機関長になれる？ 16

- 18歳、19歳は「特定少年」 18
- 馬券購入は20歳から 20
- 養子をむかえることができる年齢は？ 22
- 養育費はいつまで払われる？ 24
- 子どもの労働に制限はあるの？ 26
- 改名手続きは15歳から自分でできる 28
- 15歳から遺言が残せる 30

※本書に掲載されている各種データ・法令は、原稿執筆時に入手した資料にもとづいたもので、現状と一致しない場合があります。

登場人物紹介

ハルト
(18歳・
高校3年生)



ヒマリ
(17歳・
高校3年生)



ハルト・ヒマリの友人たち



ハルトの父
(40代)



ハルトの母
(40代)

お酒は20歳 になってから



なぜ飲酒は20歳以上から？

成年年齢が18歳に引き下げられても、変わらないことがたくさんあります。そのうちのひとつが、飲酒です。単純に「法律で禁止されているから」ととらえるのではなく、この機会に「なぜ変わらないのか」まで理解しておきましょう。

20歳以上であっても、**お酒の飲みすぎで二日酔いになったり肝臓を悪くしたり、**場合によっては**アルコール依存症や急性アルコール中毒などの症状**を引き起こしてしまうことがあります。そのほかにも、**お酒は脳の機能を低下させる、肝臓などの**

臓器に障害を起こす、性ホルモンの分泌に異常をきたすなどの恐れがあります。

とくに、成長途中にある子どもは、**大人よりもアルコールを分解する肝臓の働きが弱い**ため、飲酒による健康障害の危険性は高まります。また、アルコールは判断力を鈍らせます。若いころから飲酒をはじめた人ほど思わぬ事故に巻き込まれたり、**理性的に行動できなくなって犯罪に手を染めてしまったりする**可能性が高まるといふ説もあります。



被選挙権は

25歳と30歳



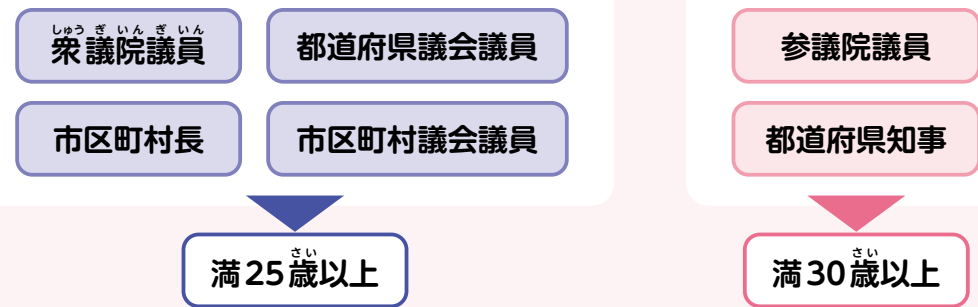
政治家になれるのは25歳、30歳から

18歳以上の日本国民は、国や地方の選挙に参加する権利「選挙権」が与えられ、投票ができるようになります。一方で、「被選挙権」はまだ与えられません。被選挙権とは、国や地方を代表して国会議員や都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村議会議員に就くことのできる権利のことです。

衆議院議員、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村議会議員の場合は「日本国民で満25歳以上であること」、参議院

議員、都道府県知事の場合は「日本国民で満30歳以上であること」が条件となっています。ちなみに、選挙期日（投票日）に資格年齢に達していれば条件を満たしていることになるため、立候補の時点では資格年齢に達していなくてもかまいません。年齢にかかわらず、選挙権・被選挙権ともに権利を失うケースもあります。禁錮以上の刑に処せられた人や、公職選挙法に違反した人などが公民権停止、つまり国や地方の政治に参加できる資格を失います。

被選挙権一覧



参考 公民権停止の条件

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（執行猶予中をのぞく）
- ・公職にあるあいだに犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間（被選挙権は10年間）を経過しない者。または刑の執行猶予中の者
- ・選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- ・公職選挙法などに定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
- ・政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者

※「なるほど！選挙」（総務省ホームページ）をもとに作成